

電気事業法第27条に基づく 使用制限について

資源エネルギー庁
平成23年6月

- 1. 使用制限の背景・目的
- 2. 使用制限の内容(制限対象者)
- 3. 使用制限の内容(制限の期間・時間帯、使用できる電力の上限)
- 4. 「使用できる電力の上限」とは
- 5. 基準電力の考え方
- 6. 共同使用制限スキームの概要
- 7. 「使用できる電力の上限」の算出方法(共同使用制限スキームの場合)
- 8. 共同使用制限スキームの要件
- 9. 共同使用制限スキームの制限
- 10. 適用除外の概要
- 11. 制限緩和の概要
- 12. 制限緩和措置の種類
- 13. 電気の使用制限に係る被災地域の範囲
- 14. 使用状況の報告
- 15. 罰則について
- 16. 電気使用制限にかかる問い合わせ窓口

1. 使用制限の背景・目的

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力管内の供給力が大幅に減少し大きな需給ギャップが生じました。これに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電が実施されましたが、国民・産業界の皆様の節電への最大限の協力、取組の結果、需給バランスは改善し、計画停電は「不実施が原則」の状態へと移行しています。

しかしながら、電力の需給バランスは、今後夏に向けて、再び悪化する見込みであり、需給両面での抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持することができなくなり、このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない状況に陥ることが懸念されています。

これらの危機的な状況を踏まえ、政府の電力需給緊急対策本部(本部長:官房長官、構成員:関係閣僚)においては、本年5月13日に「夏期の電力需給対策」を取りまとめ、需要面では、一律15%削減という需要抑制目標の下、大口需要家・小口需要家・家庭の部門ごとに対策を講じることとしています。

契約電力500kW以上の大口需要家における対策としては、電気事業法第27条に基づき、今夏の電力需要が増加する見込みの期間・時間帯において、電力使用制限(昨夏の同期間における使用最大電力から15%削減)を実施することになりました。

15%削減に向けては、既に多くの大口需要家の皆様に自主的な節電の取組を進めていただいておりますが、今回の措置は、こうした自主的な取組を尊重し、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、補完的な措置として発動するものです。

対象となる大口需要家の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることになりますが、電力の需給状況と使用制限の趣旨にご理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

2. 使用制限の内容(制限対象者)

使用制限対象者

- ・東北電力および東京電力供給区域内で契約電力500kW以上(使用制限期間中)の事業所。
- ・対象事業所には、経済産業省から「使用できる電力の限度」等を記載した通知を送付(適用除外の事業所には通知文を送付せず)。使用制限期間中に新たに500kW以上となる事業所も制限対象(新たに通知を行う)。
- ・通知文の送付を受けた事業所は、使用制限の対象者であり、共同使用制限スキームを活用したい場合や制限緩和を受けたい場合には、東北経済産業局又は関東経済産業局に申請が必要。

<対象区域>

東北電力・東京電力の供給区域内

東北電力:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
東京電力:栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、静岡県の富士川以東

<契約の相手方>

東北電力・東京電力・特定規模電気事業者と契約

対象者は、東北電力・東京電力・特定規模電気事業者との契約単位(需要設備単位)(いわゆる事業所単位)

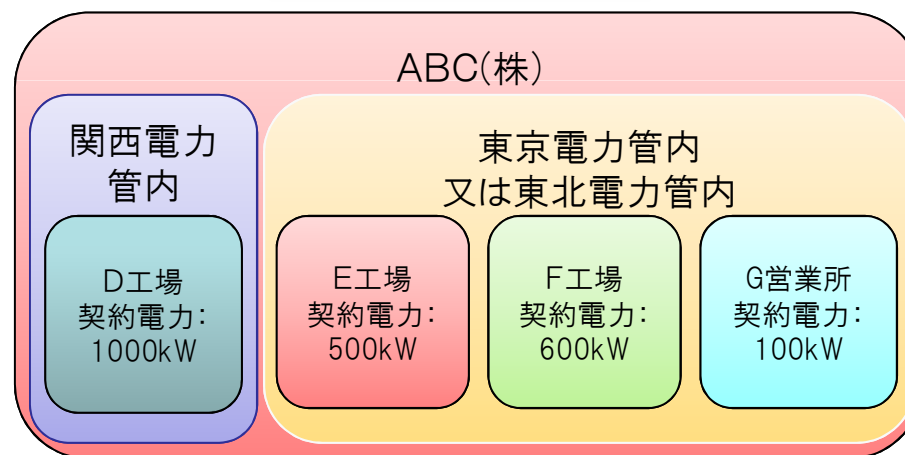
<契約電力の値>

指定契約電力が500kW以上

契約電力=常時使用電力+自家発補給電力+臨時電力+農事用電力

自家発補給電力については、使用制限期間中に使用している場合のみ加算し、臨時電力と農事用電力については、契約上の使用期間のみ加算。

事 例



D工場:対象外(対象区域外のため)

E工場:対象

F工場:対象

G営業所:対象外(契約電力が500kW未満のため)

} { 同一企業でも需要設備(契約)単位で対象者を判断するため、それぞれ対象となる }

3. 使用制限の内容(制限の期間・時間帯、使用できる電力の上限)

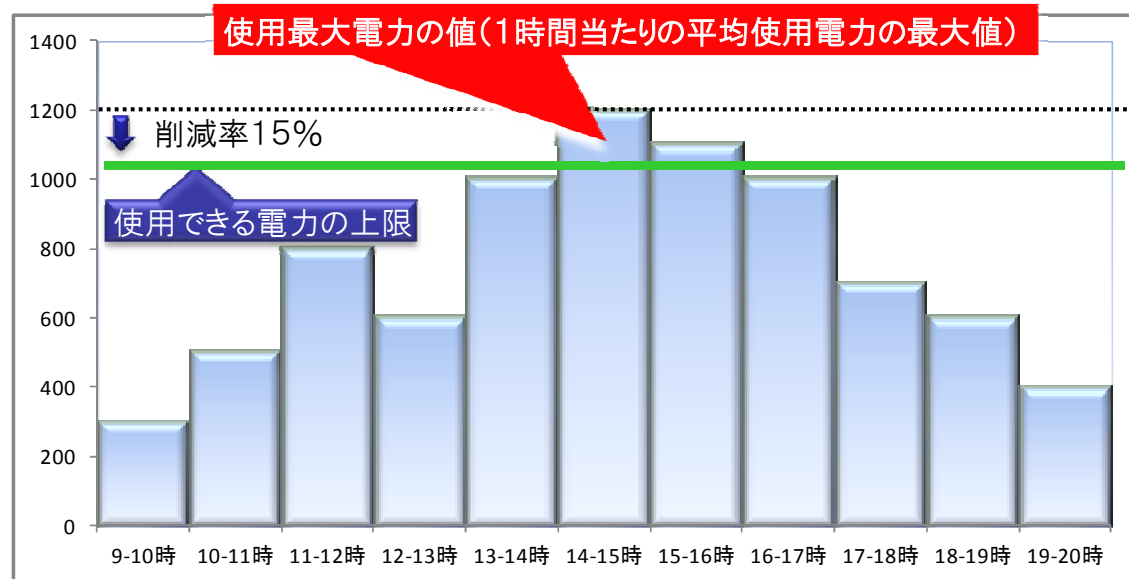
使用制限の内容(使用できる電力の上限)

- ・使用制限期間・時間帯における使用最大電力を、昨年夏の使用最大電力等(基準電力)の85%以内(削減率15%)に制限

使用制限の期間・時間帯(指定する期間・時間)

- ・使用制限を行う期間・時間帯は、以下のとおり。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。すなわち、夜間を除く平日昼間の制限となる。
- ・東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日 9時～20時
- ・東京電力管内:平成23年7月1日～9月22日 9時～20時

昨夏の使用電力の最大値を記録した日の使用電力の推移



右のグラフの場合、

- ① 昨夏の使用最大電力は1200kW(使用電力の瞬間最大値ではなく、**1時間あたりの平均使用電力の最大値**であることに注意)。
- ② ①の値に0.85を乗じて得た値が、今夏使用できる電力の上限である1020kWとなる。
- ③ よって、今夏の使用制限期間・時間帯における1時間あたり使用最大電力が1020kWを超えないよう、電気を使用する必要がある。

4. 「使用できる電力の上限」とは

使用できる電力の上限＝昨夏の使用最大電力等(基準電力)×0.85

基準期間の末日以降に契約電力を変更していない場合は、原則として、昨年夏の使用最大電力に対して、85%を乗じた値を「使用できる電力の上限」とするが、そのベースとなる昨年夏の使用最大電力は、以下の場合分けに従って算出する。

- ①メーターに基準期間(※1)の指定時間(※2)における1時間当たりの使用最大電力が保存されている場合
→(基準期間の指定時間における1時間当たりの使用最大電力)×0.85
- ②メーターに基準期間の指定時間における1時間当たりの使用最大電力が保存されていない場合
→(基準期間を含むすべての検針期間における使用最大電力の中の最大値)×0.85

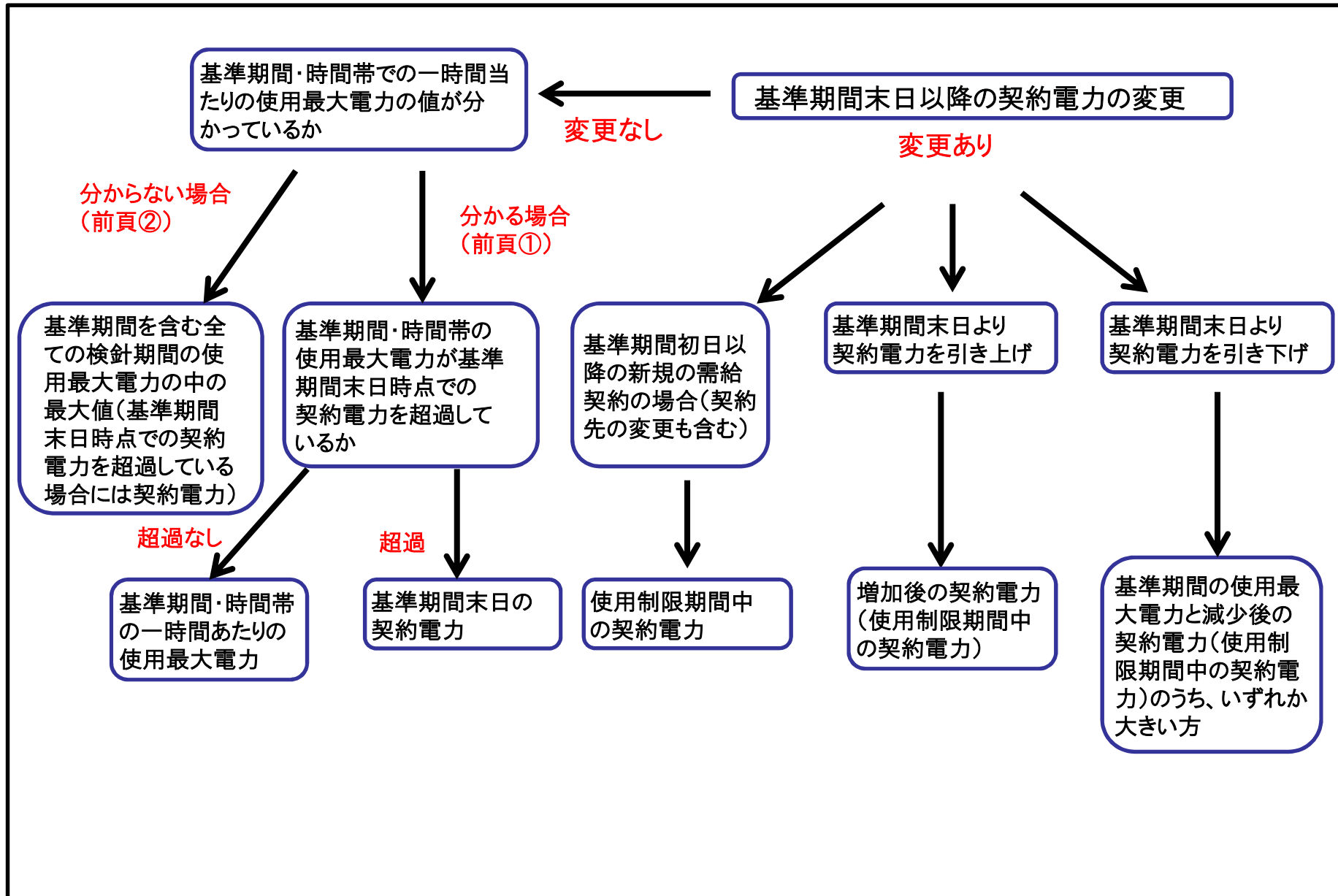
※どちらに該当するかは、電気事業者にご確認下さい。

なお、昨年夏の使用最大電力以外の値に85%を乗じた値を「使用できる電力の上限」とする場合もある(次頁参照)。

※1基準期間 東北電力管内:平成22年(昨年)7月1日～9月9日
東京電力管内:平成22年(昨年)7月1日～9月22日

※2指定時間 9時～20時

5. 基準電力の考え方①

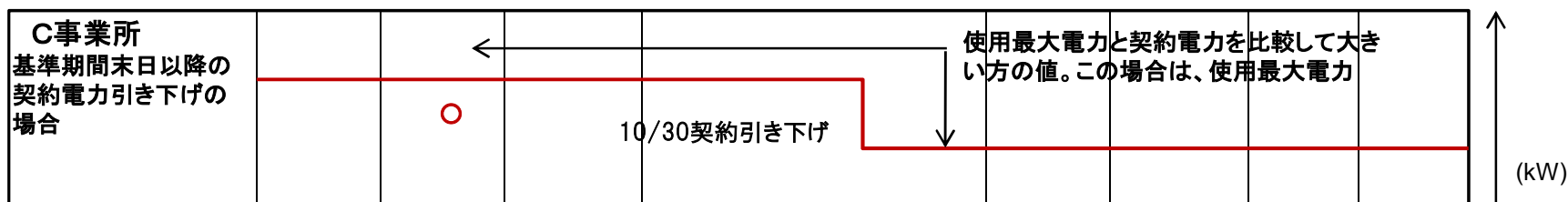
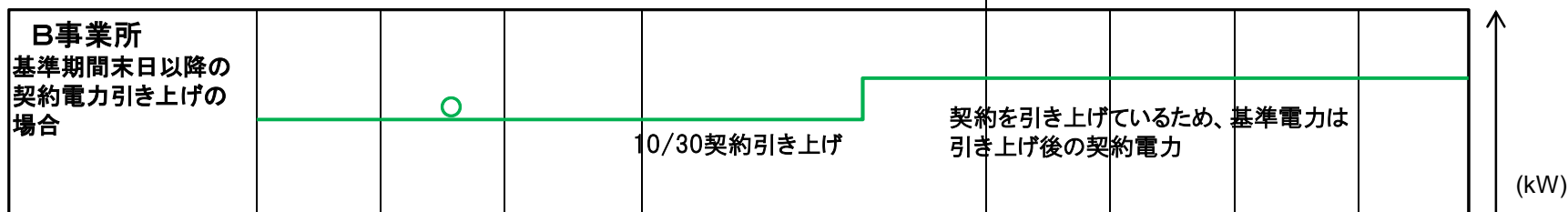
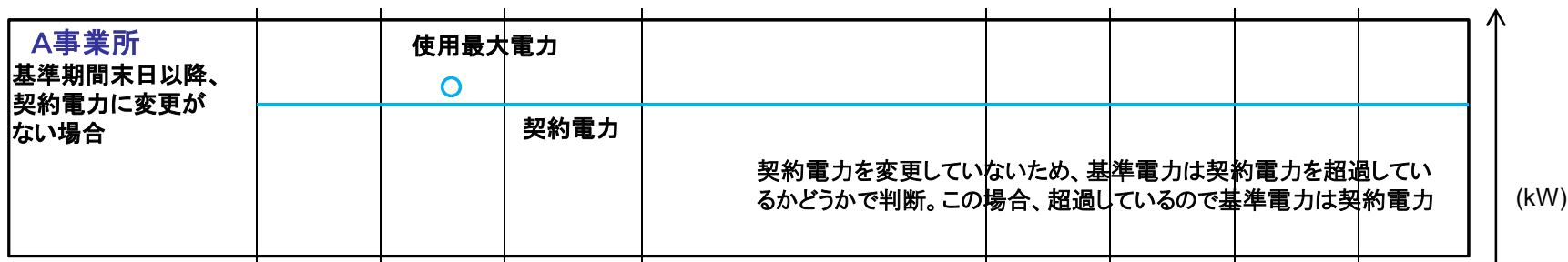


5. 基準電力の考え方②

22年7月 8月 9月

23年7月 8月 9月

基準期間	東北電力基準期間			東北電力使用制限期間		
使用制限期間	東京電力基準期間			東京電力使用制限基準期間		



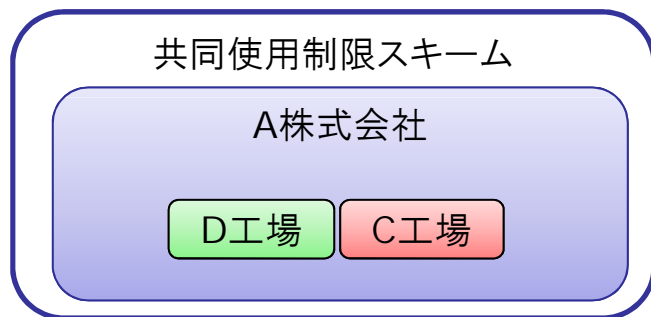
6. 共同使用制限スキームの概要①

共同使用制限スキーム

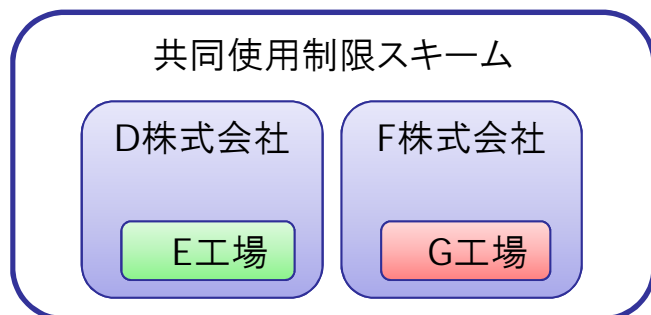
- ・ 同一の会社内の複数の需要設備あるいは同業・異業種の需要設備で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを認めるスキームである。
- ・ 共同使用制限スキームの適用にあたっては、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局(東北もしくは関東)に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となる。
- ・ **※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出(必着)することが必要。**

共同使用制限スキームの構成

○「同一の会社内の複数の需要設備」によるスキーム(D工場+C工場)



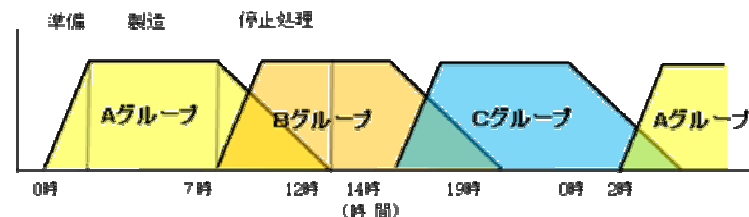
○「同業・異業の需要設備」によるスキーム(E工場+G工場)



スキームを活用した取組例

【操業・営業時間の調整シフト】

連続して作業時間を確保する必要がある業種等において、業界の各社を数グループに分け、各グループで1日のうちの操業時間をずらしながら設備を稼働。



【休業日の分散化】

同業者その他で複数社が集まり、グループを設定。稼働日数を通常と変えずに各グループが時期をずらしながら休業

		月	火	水	木	金	土	日	月	...
グループ1	A社	休業						休業		...
	B社									
	C社									
グループ2	D社		休業							...
	E社									
	F社									
グループ3	G社				休業					...
	H社									
	I社									

6. 共同使用制限スキームの概要②

1. スキームに参加する事業所の昨夏の1時間ごとの使用電力の実績に、それぞれの事業所に適用される制限率(制限緩和がない限り0.85)を乗じた後の値を足し合わせる。
その中の最大値がグループ全体で使用できる電力の上限となる。



2. スキームに参加する個々の事業所は、今夏に予定している使用予定電力を1時間単位で作成する。



3. 個々の事業所の使用予定電力をグループ全体で足し合わせて、その合計がグループ全体で使用できる電力の上限におさまるように設定する。



4. 東北経済産業局又は関東経済産業局に申請し、確認を受ける。



5. 確認を受けた内容に従って、共同して使用削減に取り組む。



6. 毎月16日までにスキームに参加した全事業所が一緒になって、電気の使用状況を経済産業局に報告する。

7. 「使用できる電力の上限」の算出方法〔共同使用制限スキームの場合〕①

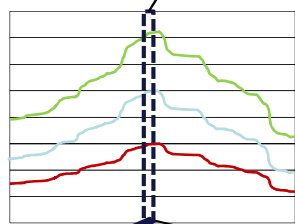
○事業所A、事業所B及び事業所Cを連携させて共同使用制限スキームを実施する場合を想定。

①事業所A、事業所B及び事業所Cそれぞれの基準期間(東京電力管内の場合平成22年7/1～9/22、東北電力管内の場合平成22年7/1～9/9)における9時～20時の各1時間の使用電力を把握。これらの1時間値に制限率(85%)を乗じる。

②これらを各1時間ごとに足しあげ、最大の使用電力となった日を特定。この例では、8/16日14時～15時が、足しあげた値の最大使用電力(10,200kW)となった。この値が、『使用できる電力の限度(指定合計電力)』となる。

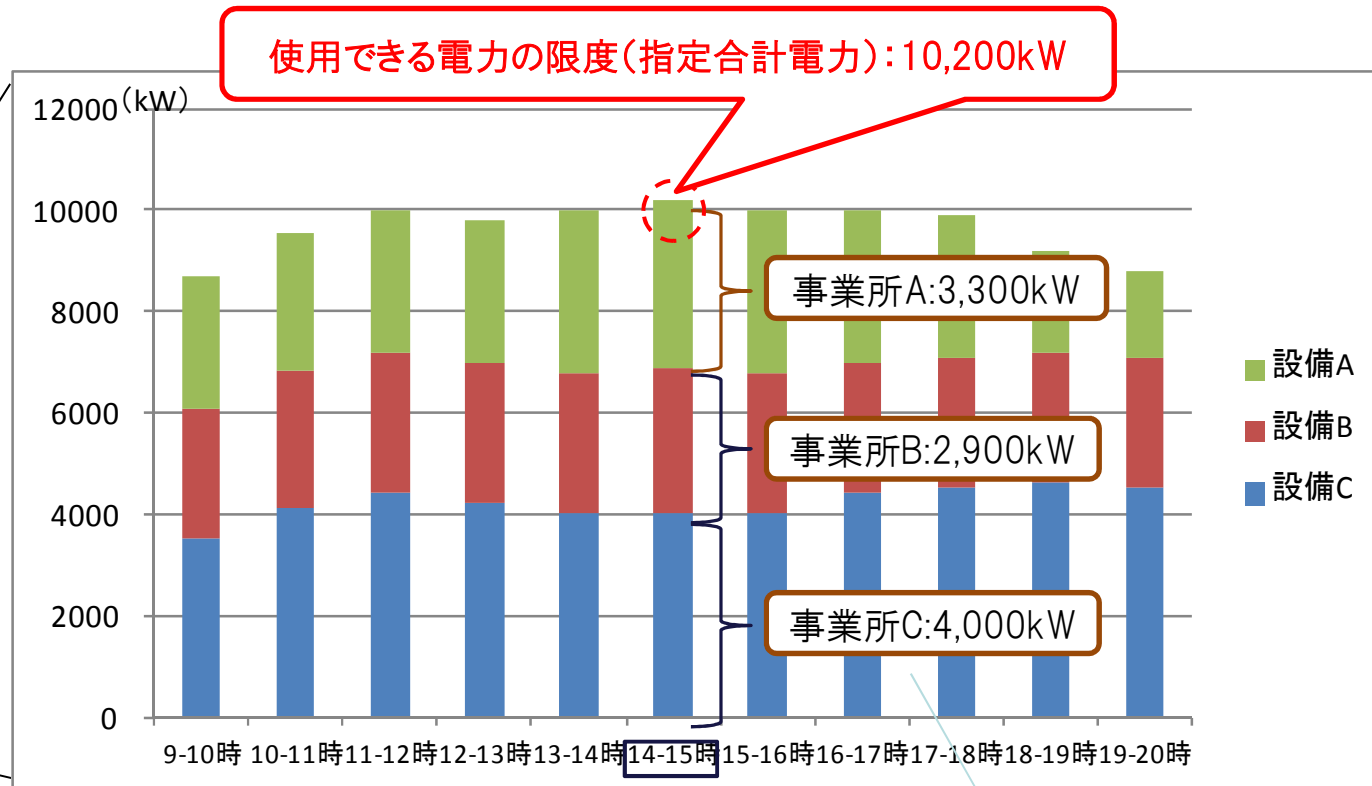
① 需要設備ごとに、平成22年7/1～9/22(東京電力管内の場合)における平日9時～20時の各1時間の使用電力を把握し、これらの1時間値に制限率(85%)を乗じる。制限緩和の適用を受けた場合は、緩和後の制限率を乗じる。

② ①を各1時間ごとに足しあげ最大の使用電力となった日を特定する。



8月16日の14時～15時がピークとなる

平成22年8月16日の各1時間の使用電力



7. 「使用できる電力の上限」の算出方法 共同使用制限スキームの場合 ②

○事業所A、B及びCを連携させて共同使用制限スキームを実施する場合を想定。なお、A及びBは昨年の使用実績が1時間単位で把握でき、Cについては各1時間の使用電力の記録は残っていないが、基準期間のうち使用電力の最大値(どの時間帯に出た値かは不明の30分値)は把握可能な状況を想定。

①A及びBについては、基準期間における平日9時～20時の各1時間の使用電力を把握し、これらの1時間値に制限率(85%)を乗じる。

②Cについては、基準期間における使用電力の最大値(30分値(2,000kWh)×2)を把握し、この値に制限率(85%)を乗じる。

③①及び②を各1時間ごとに足しあげ、最大の使用電力となった日を特定する。この例では、8/16日14時～15時が、足しあげた値の最大使用電力(9,600kW)となった。この値が、『使用できる電力の限度(指定合計電力)』となる。

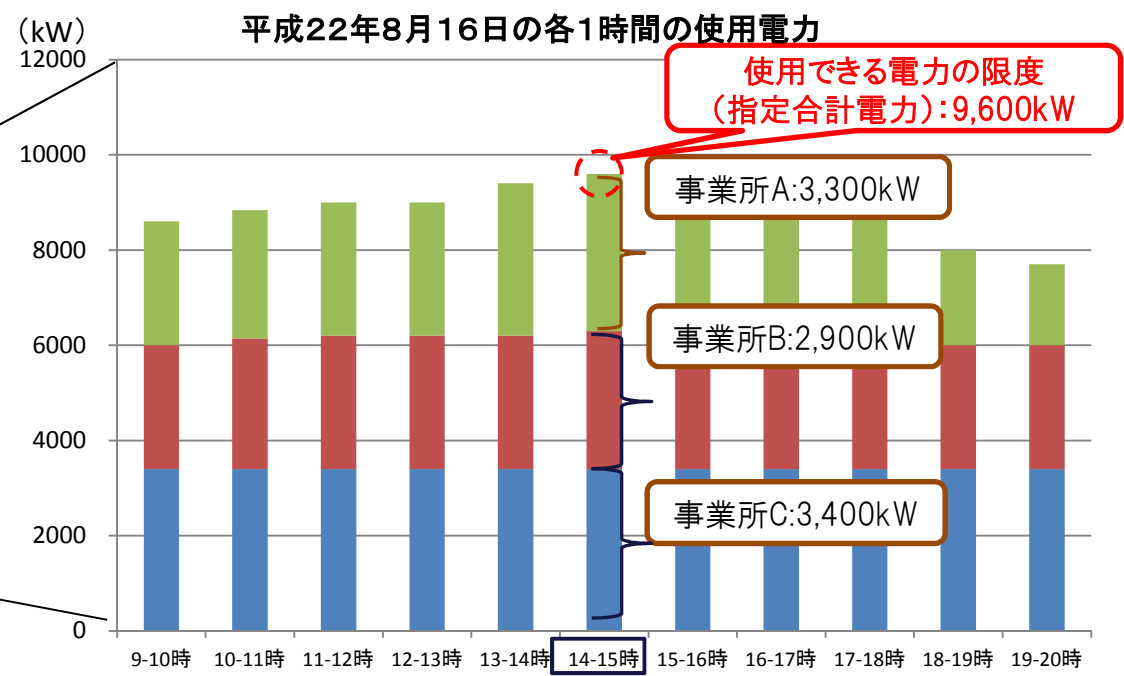
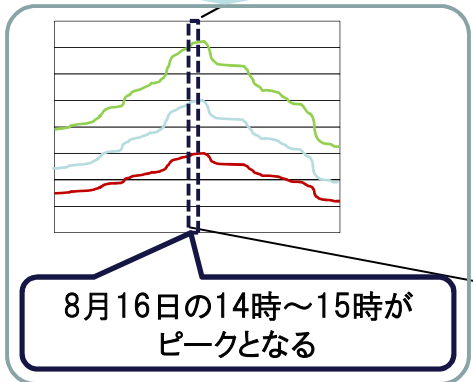
① A及びBごとに、基準期間の各1時間の使用電力を把握し、これらの1時間値に制限率(85%)を乗じる。

② Cは、基準期間における使用電力の最大値(30分値×2)を把握し、この値に制限率(85%)を乗じる。

③ ①及び②を各1時間ごとに足しあげ、最大の使用電力となった日を特定する。なお、設備Cのケースでは、使用電力の最大値4000kWに85%を乗じた3,400kWを全ての時間で単純に合算することになる。

以下の条件に合致する需要設備がある場合は、当該需要設備における契約電力をベースに制限率(85%)を乗じ、単純合算する。

- ① 「基準期間末日の契約電力=使用制限期間中の契約電力」かつ「基準期間の使用最大電力>基準期間末日における契約電力」の場合
- ② 「基準期間末日の契約電力<使用制限期間中の契約電力」の場合
- ③ 「基準期間末日の契約電力>使用制限期間中の契約電力>基準期間の使用最大電力」の場合
- ④ 昨年7月1日以降、新たに電気の需給契約を締結した場合
- ⑤ 当該事業所における昨年度の使用電力の把握が困難な場合(引き込み線を共用している場合等)
- ⑥ 実量制により契約電力を決定する契約を締結している場合



8. 共同使用制限スキームの要件

共同使用制限スキームの要件について

共同使用制限スキームの活用にあたっては、次の要件を満たす必要があり、東北経済産業局又は関東経済産業局が要件を満たしているかどうか確認する。

- ・ スキームに参加する事業者の個々の使用予定電力(1時間単位)の合計がグループで使用できる電力の上限以下であること。
- ・ 東京電力又は東北電力の供給区域のいずれか一方に、対象となる全ての事業所が所在すること。
- ・ 天災等により電気の使用が相当程度困難な事業所との間での共同スキームの活用でないこと(ただし、共同スキームの参加事業所間で代替生産等を行う場合の活用は認められる)。
- ・ 制限緩和の適用を受けた事業所との間でのスキームの活用でないこと(ただし、同一法人又は同一業種間であれば、制限緩和の適用を受けた事業所との共同スキームの活用が認められる。)。 等

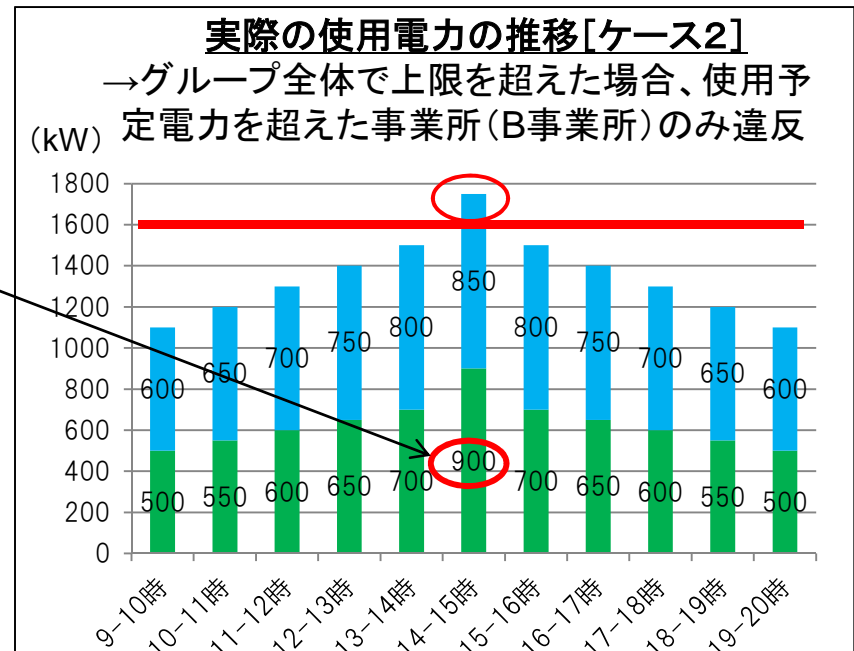
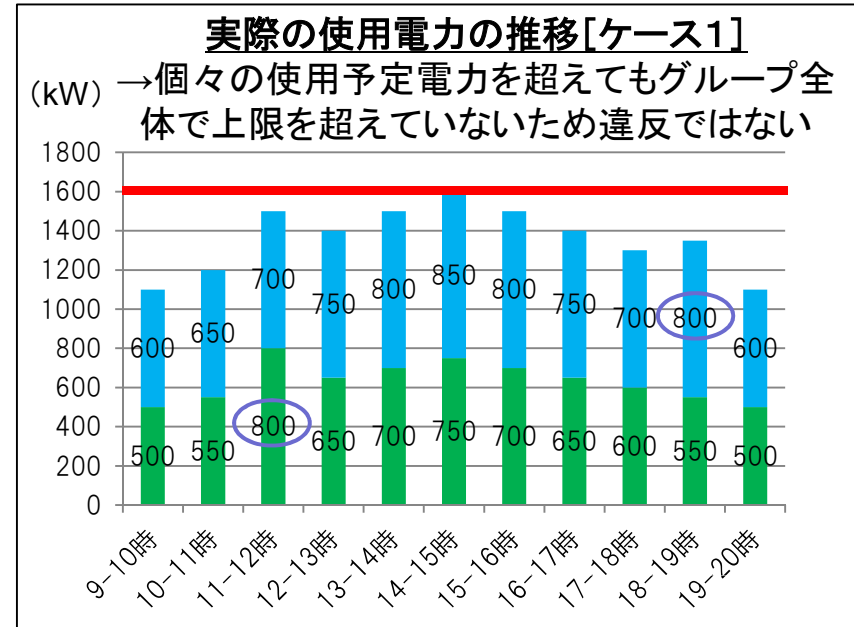
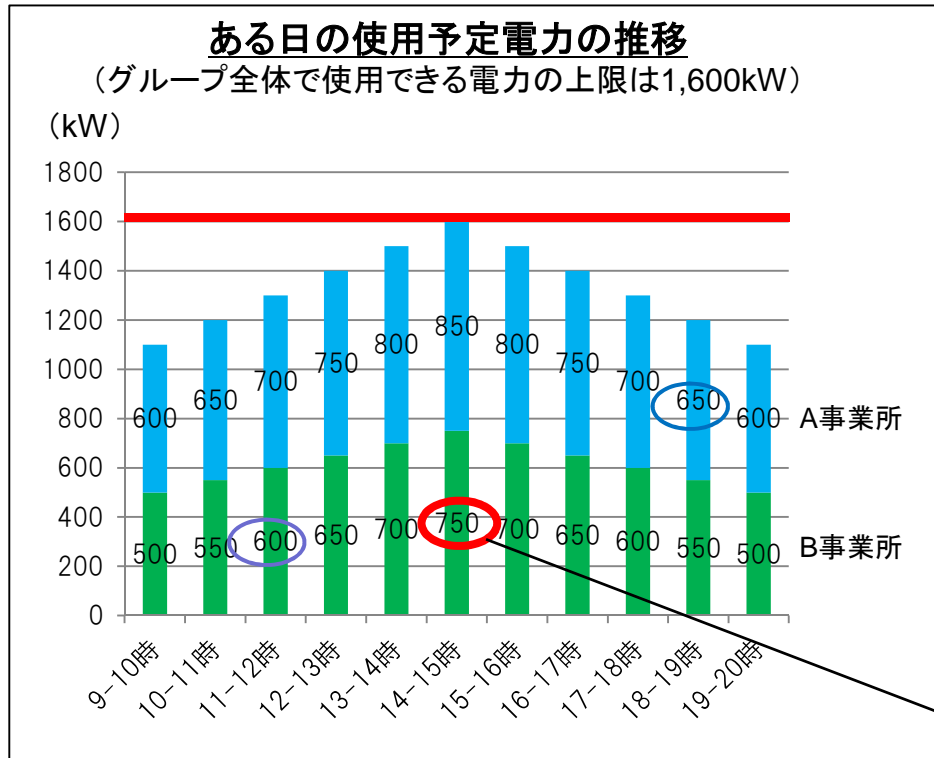
9. 共同使用制限スキームの制限の内容①

共同使用制限スキームの制限について

共同使用制限スキームの活用の場合、次の制限がかかる。

- ・ スキームに参加する事業者の使用電力(1時間単位)の合計がグループ全体で使用できる電力の上限を超えないように電力を使用しなければならない。
- ・ ただし、グループ全体で使用できる電力の上限を超えた場合であっても、自らの使用予定電力の範囲内で電力を使用した事業所は使用制限違反とはならない。

9. 共同使用制限スキームの制限の内容②



10. 適用除外の概要

適用除外とは

- ・ 適用除外とは、使用制限の対象外。適用除外となる事業所は、自由に電気を使用することはできるが、電力需給全体の逼迫や他の事業所との公平性の観点から、可能な限り自主的な節電を期待。
- ・ 適用除外の要件に該当する事業所は申請は不要（そもそも、経済産業省からの通知文は送付されない。通知を受けた事業所については、使用制限の対象であり、自ら「適用除外である」と判断しないよう留意が必要）。

※災害救助法における避難所については、対象施設が固定的ではないため、通知が到達する可能性があります。その場合には、東北経済産業局又は関東経済産業局に御一報ください。

適用除外の対象

- ・ 福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に所在する事業所
- ・ 災害救助法における避難所
- ・ 緊急的に稼働が必要と認められる需要設備（緊急的に稼働している場合に限定）

例) 救急患者の治療を行う医療施設(当該治療時のみ)、降雨により増加した水量の排水を行う下水道・排水機場(当該排水時のみ)

(参考)適用除外となる地域について

1. 「警戒区域」

○福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内

2. 「計画的避難区域」

○飯舘村(全域)、川俣町の一部(山木屋地区)、葛尾村(20km圏内を除く全域)、浪江町(20km圏内を除く全域)、南相馬市の一部

3. 「緊急時避難準備区域」

○広野町、楢葉町(20km圏内を除く全域)、川内村(20km圏内を除く全域)、田村市の一部、南相馬市の一部



11. 制限緩和の概要

制限緩和とは

- ・ 類型に応じて、削減率が15%から緩和されたり、使用制限の時間帯が限定されるなど、使用制限が緩和される。ただし、措置は一律に講じるものではなく、具体的にどの程度制限を緩和するか、個別の事情に応じ、できるだけきめ細かく設定している。

(制限緩和の対象例)

- ▶ 医療施設や老人福祉・介護施設のように、生命・身体の安全に不可欠な施設
- ▶ データセンター・クリーンルームのように、24時間連続して稼働している施設
- ▶ 鉄道、冷蔵倉庫、港湾など、人流・物流に大きな影響を持つ施設

制限緩和措置の申請について

- ・ 制限緩和を受けたい場合は、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局(東北又は関東)に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となる。

・ **※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出(必着)することが必要。**

12. 制限緩和措置の類型①

制限緩和措置の類型について

1. 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

①医療関係	医療施設	削減率0%
	使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品製造業、製造販売・卸売業、医療機器製造業	削減率0%
②老人福祉・介護関係	使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害者(児)福祉施設等	削減率0%
③衛生・公衆安全関係	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業	削減率0%
	上下水道、上水道等に原水を供給する揚水機場(調整池を有さないものに限る)	削減率5%
	産業廃棄物処理施設(焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る)	削減率5%
	火葬場	削減率10%
	と畜場	削減率10%

12. 制限緩和措置の類型②

制限緩和措置の類型について

2. 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備	情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム)	削減率は変動幅に連動する ○変動率10%未満: →削減率0% ○変動率10%以上15%未満: →削減率5% ○変動率15%以上20%未満: →削減率10%
	クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	
②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備	【交通関係】鉄道一般	○12時～15時:削減率15% ○その他の時間帯:削減率0%
	【交通関係】東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル	削減率0%
	【交通関係】ローカル路線	○片道3本/時:削減率0% ○片道4、5本/時:削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)
	【航空関係】航空保安施設	削減率5%
	【航空関係】空港ターミナルビル	
	【物流関係】定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業	
	【物流関係】中央・地方卸売市場	削減率10%
	【物流関係】港湾運送等に係る需要設備	
	【宿泊関係】ホテル・旅館	削減率0%
	【エネルギー供給関係】発電のためのガス供給等に係る需要設備	削減率5%
	【エネルギー供給関係】発電所等に送水する工業用水	削減率5%
	【その他】一般紙の夕刊印刷工場	○12時～15時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%
【その他】夕刊紙の印刷工場	○10時～12時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%	

12. 制限緩和措置の類型③

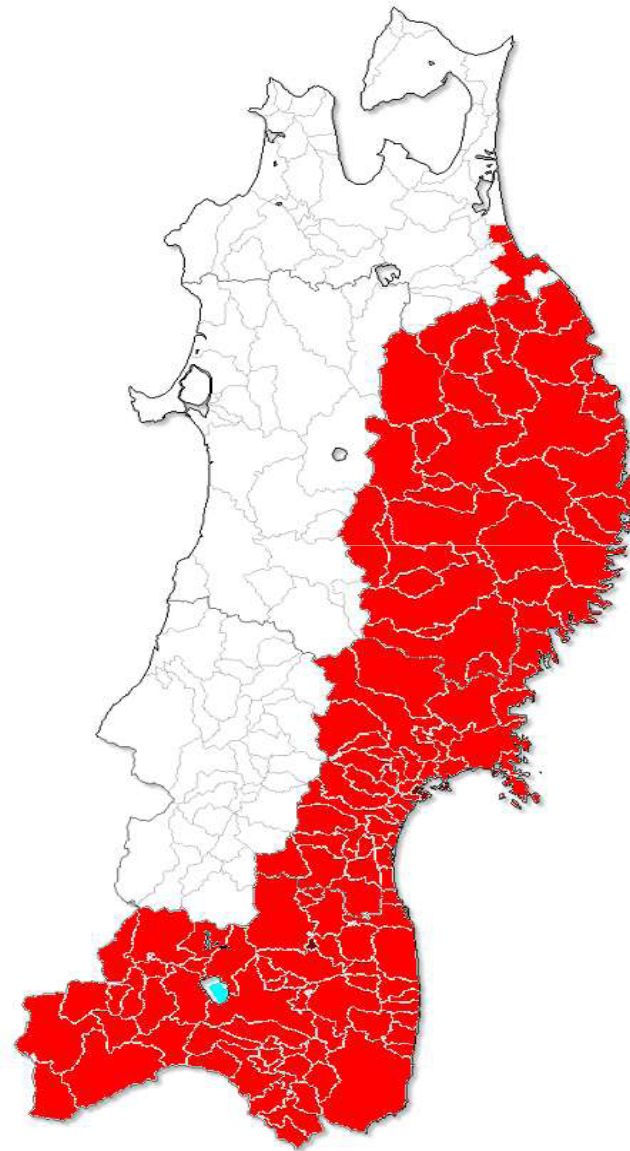
制限緩和措置の類型について

3. 被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備 ※被災地の範囲については、電気事業法第21条第1項ただし書により電気料金に係る特例の認可を受けた市区町村(隣接地域は除く)とする。		
①被災地の公共機関	地方公共団体の庁舎、県警本部等	削減率0%
	被災地路線(鉄道)	
	震災対応のための人員等を増加して業務を行う郵便事業株式会社の営業所、金融機関、電気通信の用に供される需要設備	
②災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設		契約電力上限
③被災地の地方公共団体の要請により、東日本大震災により失業した被災者を5名以上雇用する被災地に立地する事業所の需要設備		削減率0%
④原子力災害の分析事業のための需要設備		削減率5%
4. その他		
①一括受電マンション等		契約電力上限
②平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備		同一法人の他の需要設備の制限値の算定に考慮
③小口需要設備等と連携させて使用電力を抑制する需要設備		共同使用制限スキームと同様の使用抑制が可能
④設備検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値		契約電力に対し削減率15%

13. 電気の使用制限に係る被災地域の範囲①

東北地方の被災地域①

岩手県全市町村
宮城県全市町村
福島県全市町村
青森県 八戸市、上北郡おいらせ町



13. 電気の使用制限に係る被災地域の範囲③

東北地方の被災地域②

新潟県 上越市、十日町市、中魚沼郡津南町



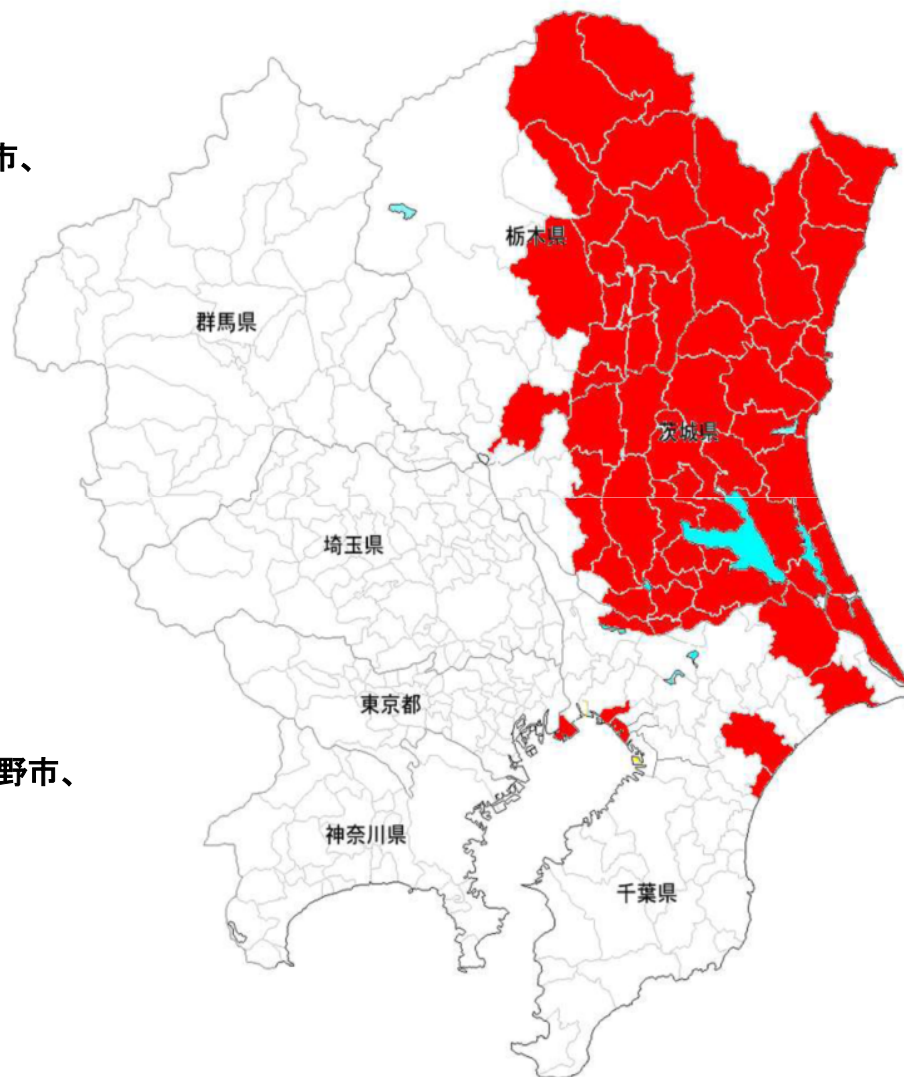
13. 電気の使用制限に係る被災地域の範囲②

関東地方の被災地域

茨城県 日立市、ひたちなか市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、水戸市、笠間市、小美玉市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、銚田市、行方市、つくば市、土浦市、取手市、牛久市、龍ヶ崎市、石岡市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、筑西市、常総市、桜川市、下妻市、北相馬郡利根町、久慈郡大子町、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、稲敷郡美浦村、那珂郡東海村

栃木県 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀群益子町、芳賀群茂木町、芳賀群市貝町、芳賀群芳賀町、塩谷群高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

千葉県 浦安市、我孫子市、香取市、旭市、習志野市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区



14. 使用状況の報告①

使用電力状況報告書は、検針日から15日以内(必着)(土曜・日曜・祝日の場合は翌日以降。以下同じ。)に経済産業局に提出する必要がある。検針日によって、報告書に記載する期間も異なる。

●単独で実施している方(関係電気事業者)

①検針日が各月15日以前の場合、1回目の報告は、2回目の報告とともに、まとめて8月の検針日から15日以内に提出する。

例: 検針日が毎月4日の場合

	検針日	報告期限	報告書に記載する期間	備考
1回目の報告	7月4日	8月19日	7月1日～8月3日	7/5の検針によって取得する7/1～7/4分のデータと8/5の検針によって取得する7/5～8/4分のデータをまとめて報告する
2回目の報告	8月4日			
3回目の報告	9月4日	9月20日	8月4日～9月3日	9/19が祝日のため、翌日(9/20)が報告期限となる
4回目の報告	10月4日	10月19日	9月4日～9月9日(東北電力管内) 9月4日～9月22日(東京電力管内)	

②検針日が各月16日以降の場合、当該月の検針日から15日以内に、当該月の使用状況を、前回未報告分とあわせて提出する。

例: 検針日が毎月20日の場合

	検針日	報告期限	報告書に記載する期間	備考
1回目の報告	7月20日	8月4日	7月1日～7月19日	
2回目の報告	8月20日	9月5日	7月20日～8月19日	9/4が日曜日のため、翌日(9/5)が報告期限となる
3回目の報告	9月20日	10月5日	8月20日～9月9日(東北電力管内) 8月20日～9月19日(東京電力管内)	
4回目の報告	10月20日	11月4日	9月20日～9月22日(東京電力管内)	東京電力管内で、9/16～9/22の間に検針した場合のみ、4回目の報告が必要となる

※検針票の写し等で使用制限期間中の使用電力が「使用できる電力の上限」を超えていないことが明らかな場合には、簡易な形式で報告を行うことが可能。

14. 使用状況の報告②

●共同使用制限スキームを活用し実施している方(指定関係電気使用者)

毎月16日までに提出する。

①共同使用制限スキームに参加する事業所の検針日が各月1日で揃っている場合又は特定規模電気事業者の需要家を含む場合

	検針日	報告期限	報告書に記載する期間	備考
1回目の報告	8月1日	8月16日	7月1日～7月31日	
2回目の報告	9月1日	9月16日	8月1日～8月31日	
3回目の報告	10月1日	10月17日	9月1日～9月9日(東北電力管内) 9月1日～9月22日(東京電力管内)	10/16が日曜日のため、翌日(10/17)が報告期限となる

②共同使用制限スキームに参加する事業所の検針日が事業所によって異なる場合(各月1日で揃っていない場合)(①の場合を除く)

	検針日	報告期限	報告書に記載する期間	備考
1回目の報告	随時	8月16日	7月1日～7月20日	
2回目の報告	随時	9月16日	7月21日～8月20日	
3回目の報告	随時	10月17日	8月21日～9月22日	10/16が日曜日のため、翌日(10/17)が報告期限となる

15. 罰則について

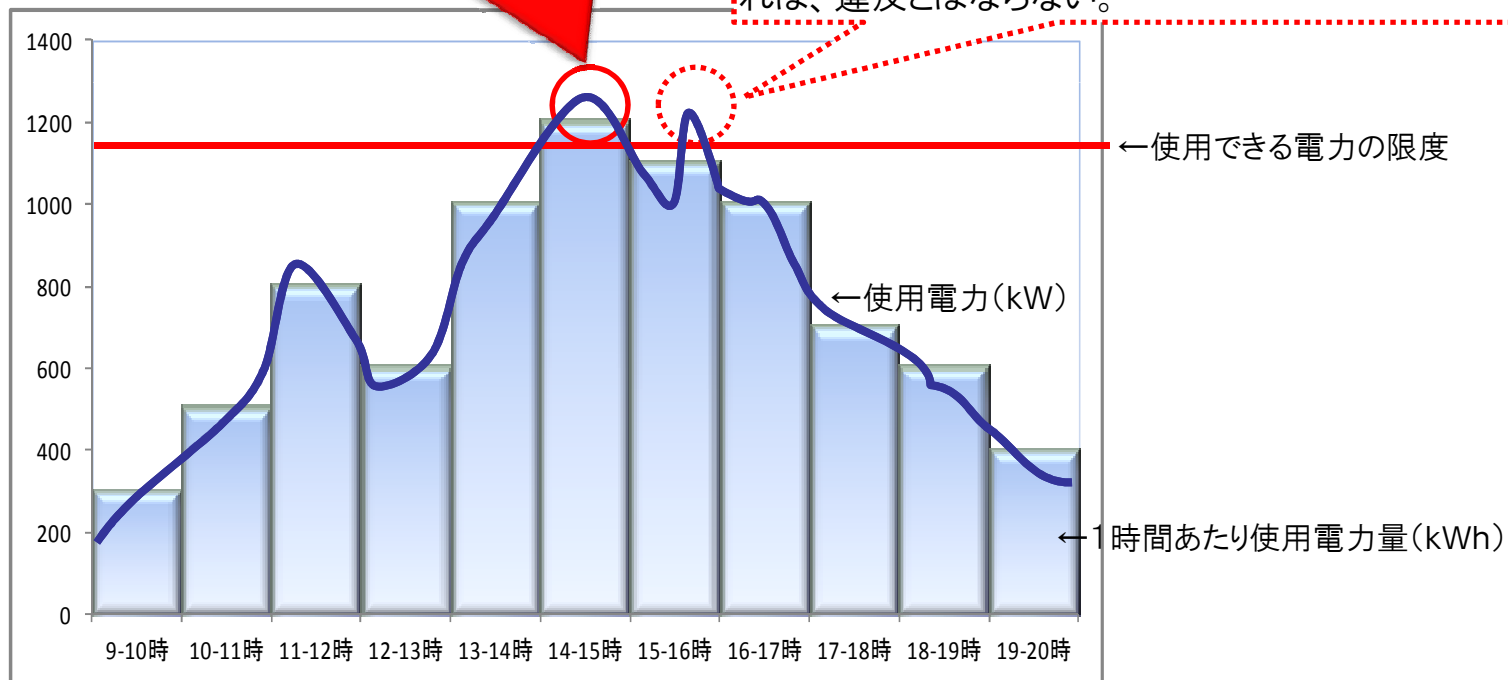
罰則の内容

- ・ 故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象となる。なお、使用制限は1時間あたりの使用電力で課すことから、1時間単位で制限値を超えれば使用制限違反となる(例:5時間超えた場合は5回の違反となる)。

「使用できる電力の限度」の超過について

「使用できる電力の限度」を超過

瞬間的に使用電力が「使用できる電力の限度」を超過しても1時間あたり使用電力量が下回っていれば、違反とはならない。



16. 電気使用制限にかかる問い合わせ窓口

電気事業法第27条による使用制限のご相談・ご意見を含む夏期の電力需給対策については

◇資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：**03-3501-1511(内線)4581~4590**

電気事業法第27条に係る申請書・報告書の提出については

◇東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力使用制限班

住所：〒980-8403

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(6階第3・4会議室内)

電話番号：022-263-1111(内線)5561、5562、5564

◇関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課

住所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館(8階8-1会議室内)

電話番号：048-601-1200(内線)3827

※なお、昨年度使用電力・契約電力等の数値については、契約されている電気事業者にお問い合わせください。